

令和7年4月農業委員会定例会議事録

日時	令和7年4月21日（月）午後2時30分～午後3時17分	
場所	さぬき市役所3階301・302	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1～4号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第5～7号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第8～10号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第11～16号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第17号)
日程第7	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第18号)
日程第8	その他	
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 真田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 白川良一 9 林 文夫 10 藤井 修 11 横村浩二 12 十川隆行 13 寒川孝志 14 戸田修治 16 細川和美 17 岩澤佳宣（会長職務代理者） 18 芳竹和政（会長）	
欠席委員	15 長田禎二	
事務局	蓮井敏彦事務局長 大丸伸二副主幹 松本美佳係長 山本泰平主査	
農林水産課	玉木省三副主幹	
農地機構	猪熊正農地集積専門員 西渕健一農地集積専門員	
傍聴者	なし	

事務局

令和7年4月農業委員会定例会を開会致します。よろしくお願ひを致します。

議長（会長）

それでは、令和7年4月農業委員会定例会を開催致します。

まず、先ほどの総会には貴重な時間を頂きまして、熱心なる審議をありがとうございました。

それでは、1時間通常より遅れておりますので、早速委員会に入りたいと思います。

なお、本日提案致します案件については事前に各地区で現地確認し、調査していただいていると思いますので、よろしくお願ひ致します。

さて、本日の出席は18名中17名の出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名委員の決定ですが、私のほうから指名致します。それでは、2番 吉原委員さん、3番 眞田委員さん、両委員さん、お願ひ致します。

それでは、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告。事務局より報告をお願いします。

事務局

日程第1の諸報告をさせていただきます。

お手元にこちら、別紙A4の資料、農地法第18条第6項に基づく通知についてをご覧ください。これは賃借権を中途解約するもので、1件受理しています。

報告第1号、貸人、●●●●、●●●様、借人、●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●番●です。解約理由は残存小作の解消のためです。

別紙A4資料2ページの使用貸借終了農地返還通知をご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するもので、2件受理しています。

報告第1号、貸人、●●、●●●●様、借人、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●番●他2筆です。解約理由は借り手の都合のためです。

報告第2号、貸人、●●●●、●●●●●様、借人、●●●●、●●●●●様、申請地が●●●●●●●●●●番●他2筆です。解約理由は借手の体調不良のためです。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

事務局の説明が終了致しました。

日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第4号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

今月の3条の案件は4件ございまして、面積にして17,715m²、18筆です。

それでは、個別の案件についてご説明します。議案書1ページからでございます。

会長提出議案第1号についてご説明します。地区番号1、受付年月日、令和7年3月28日。譲渡人、●●●●●●、●●●●●様、持分2分の1、●●●●●●、●●●●様、持分2分の1、譲受人、●●●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積458m²。譲渡人の申請理由、農業廃止、譲受人の申請事由、農地保全。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0m²、受人従事数は2人です。資料と致しましては1ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●の●●●●●●●の北西約600mに位置しています。譲受人は隣接する空き家も取得予定であり、果樹植栽による農地の保全管理を行います。

続いて、会長提出議案第2号についてご説明します。地区番号4、受付年月日、令和7年3月28日。譲渡人、●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●番他3筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積4, 923m²。譲渡人の申請事由、経営縮小、譲受人の申請事由、その他、借入地の取得。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は38, 443m²、受人従事数は1人です。資料と致しましては2ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●の東約230mに位置しています。譲受人は申請地を現在借受けしており、このたび取得し、水稻を栽培するものです。

続いて、会長提出議案第3号についてご説明します。地区番号4、受付年月日、令和7年3月28日。譲渡人、●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●他1筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積361m²。譲渡人の申請事由、労働力不足、譲受人の申請事由、農地の保全。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0m²、受人従事数は2人です。資料と致しましては3ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●の南西約1.1kmに位置しています。譲受人は隣接する土地に居住しており、野菜を作付する予定といたします。

続いて、2ページになります。会長提出議案第4号についてご説明します。地区番号5、受付年月日、令和7年3月28日。譲渡人、●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●番●●他10筆、台帳地目、現況地目ともに田及び畠、地積合計11,973m²。譲渡人の申請事由、後継者への一括贈与、譲受人の申請事由は一括受贈です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0m²、受人従事数は5人です。資料と致しましては4ページから5ページになります。

	申請地は、さぬき市●●、●●●の北東約950mに位置しています。譲受人は会社員として勤めながら農業に携わっており、親からの生前贈与による所有権の移転を申請しています。
	以上です。
議長（会長）	事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
	●●地区代表委員からお願いします。
山下加代子委員	先日16日に現地に見に行きました。きれいに管理されていまして、大丈夫だと思います。よろしくお願ひします。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
十川隆行委員	先日、全員で見てまいりました。問題なかろうと思います。よろしくお願ひします。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
戸田修治委員	先日、委員全員で見に行きました。きれいに耕作されていました。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第4号につきまして質疑等ありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、議案第1号から第4号につきましてお諮りします。議案第1号から第4号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第4号を原案のとおり認めることと致します。 日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第5号から第7号を議題とし、一括上程致します。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、日程第3、会長提出議案第5号から第7号の非農地証明願いについて説明します。今回の非農地証明の案件は3件ございます。対象農地は8筆で、合計面積が2,441m ² です。

それでは、個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第5号、地区番号2、受付年月日、令和7年3月28日。申請人が●●●●●、●●●様、申請地が●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目畠、現況地目が山林、地積が65m²です。申請理由は、平成元年頃から35年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料6ページ、7ページをご覧ください。

概要でございますが、●●●●●●●から南西に約470mに位置しております。平成5年に相続により申請地を取得しています。申請地は区画形成により耕作しなくなり、平成元年頃から耕作放棄となって山林化が著しくなったため、申請に至りました。

続きまして、会長提出議案第6号、地区番号5、受付年月日、令和7年3月28日。申請人、●●●●、●●●●様、申請地が●●●●●●●●●●●●●●●●●番●他1筆です。台帳地目、全筆畠、現況地目、全筆山林、合計地積が1,614m²です。申請理由は、平成15年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料8ページ、9ページ、10ページをご覧ください。

概要でございますが、●●●●●から北東約1,220mに位置しております。昭和51年に相続により申請地を取得しています。申請地への新入路は山道しかなく、隣地の山林が押し寄せてきて雑木が生い茂り、農地としての復旧は困難となり山林化が著しくなったため、申請に至りました。

次に、会長提出議案第7号、地区番号5、受付年月日、令和7年3月28日。申請人、●●●、●●●●●様、申請地が●●●●●●●●●●●●●番●他4筆です。台帳地目、全筆田、現況地目が全筆原野、合計地積が762m²です。申請理由は、平成8年頃から25年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料11ページ、12ページをご覧ください。

概要でございますが、●●●●から東約550mに位置しております。令和4年に相続により申請地を取得しています。申請理由は、高齢に伴い農地の管理が難しくなり、平成8年頃から耕作放棄となって山林化が著しくなったため、申請に至りました。

説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区代表委員からお願いします。

松岡浩二委員

第5号議案について報告します。4月16日に全員で現地確認を行いました。写真のとおり山林化していますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

委員

6号議案の●●さんのはうは●●●●●●●の●●●●●の奥側の、10ページの分、写真を見よったら果樹園ですが、その奥側の竹林みたいな感じで、山林化していますので、問題ないと思います。

それから、7号議案については●●●●●●の手前の谷ですが、谷筋、近隣の田んぼもこういう状態で荒廃していますので、これもどうしようもないかなと思います。よろしくお願ひします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第5号から第7号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

ないようですので、議案第5号から第7号につきましてお諮りします。議案第5号から第7号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第5号から第7号を原案のとおり認めることと致します。日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第8号から第10号を議題とし、上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

今月の4条の案件は3件ございまして、面積にして971m²、3筆です。議案書4ページからになります。

会長提出議案第8号についてご説明します。地区番号1、受付年月日、令和7年3月28日。申請人、●●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目、雑種地、地積につきましては557m²。転用目的、資材置場兼車両置場。工事着完予定年月日、令和2年3月1日から令和2年4月30日。農地区分、第2種農地。無断転用是正の申請で、本年2月に農振除外の審議をした案件です。資料と致しましては13から14ページで位置図を13ページに掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●の北東約430mに位置しており、宅地、畑、道路及び水路に隣接しています。申請地は、令和2年2月から4月の間に、建築業の駐車場、資材置場及び車両転回スペースとして、また、物置の配置をするため、転用許可を受けずに造成しておりました。このたび無断転用が発覚したため、是正の申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

会長提出議案第9号についてご説明します。地区番号2、受付年月日、令和7年3月28日。申請人、●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●

●●●●●●●番●、台帳地目畠、現況地目、宅地、地積につきましては360m²。転用目的、宅地拡張、工事着完予定年月日、昭和52年2月4日から昭和52年11月30日。農地区分、第2種農地。無断転用是正の申請案件です。資料と致しましては15から16ページで位置図を15ページに掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●の北東約1.2kmに位置しており、宅地、畠、道路に隣接しています。申請地は従前、住宅及び農機具置場及び物置、乾燥室などの農業用施設、農作業場として利用していましたが、現在は取り壊し、住宅地への進入路及び駐車場として利用するため、転用許可を受けずに造成しておりました。このたび無断転用が発覚したため、是正の申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

会長提出議案第10号についてご説明します。地区番号5、受付年月日、令和7年3月28日。申請人、●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目、宅地、地積につきましては54m²。転用目的、宅地拡張、工事着完予定年月日、平成15年6月10日から平成15年10月30日。農地区分、第2種農地。無断転用是正の案件です。資料と致しましては17から18ページで、位置図を17ページに掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●の南西約770mに位置しており、宅地、田、道路に隣接しています。申請地は、隣接する土地の自己住宅の一部として利用しており、宅地の敷地内に建っていると思い込んでおり、このたび諸手続のために調査をしたところ無断転用が発覚したため、是正の申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

山下加代子委員

説明のとおりです。よろしくお願ひします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

松岡浩二委員

第9号ですが、同じく4月16日に現地確認を行いました。事務局の説明していただいたとおりで、無断転用のは是正ということでよろしくお願ひします。

議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
戸田修治委員	10号議案も事務局の説明のとおり無断転用のは是正で、特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。
議長（会長）	地区代表委員からの報告が終わりました。議案第8号から第10号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第8号から第10号につきましてお諮りします。議案第8号から第10号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第8号から第10号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。
日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第11号から第16号を議題とし、一括上程致します。	日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第11号から第16号を議題とし、一括上程致します。
事務局	<p>今月の5条の案件は6件ございまして、面積にして9, 687m²、12筆です。議案書5ページからでございます。</p> <p>会長提出議案第11号についてご説明します。地区番号3、受付年月日、令和7年3月28日。譲渡人、●●●●●●、●●●様、●●、●●●●様、●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●、●●●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●番●他2筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積3, 417m²。転用目的、店舗、工事着完予定年月日、平成7年5月20日から平成8年3月31日。権利、賃借権設定、農地区分、第3種農地、用途区分、準工業地域。資料と致しましては19から21ページで、位置図を19ページに掲載しています。</p> <p>申請地は、さぬき市●●、●●●●●●の南約300mに位置しており、宅地、田、道路及び水路に隣接しています。譲受人は●●●●として●●●●●●●を経営しております、全国に953店舗を出店する事業者です。このたび事業規模拡大を目的として計画を立てており、幹線道路に面し立地条件のよい本用地を選定し、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。</p> <p>会長提出議案第12号について説明します。地区番号4、受付年月日、令和7年3月28日。譲渡人、●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●、●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積338m²。転用目的、分家住宅。工事着完予定年月日、</p>

令和7年6月1日から令和7年10月31日。権利、使用貸借権設定、農地区分、第2種農地。本年2月に農振除外の審議をした案件です。資料と致しましては22から23ページで、位置図を22ページに掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●の南約740mに位置しており、宅地、田、道路及び水路に隣接しています。譲受人は現在、賃貸アパートに居住しており、子どもの成長とともに手狭となってきたことから、義父の自己住宅に南接する本申請地を借地とし、分家住宅として自己住宅を建築するため、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

会長提出議案第13号についてご説明します。地区番号4、受付年月日、令和7年3月28日。譲渡人、●●●●●●、●●●●様、●●●●●●、●●●●●様、持分2分の1、●●●●●●、●●●様、持分2分の1、譲受人、●●●●●●、●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●他1筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積1, 809m²。転用目的、倉庫兼露店荷物置場兼駐車場、工事着完予定年月日、令和7年7月20日から令和8年6月20日。権利、所有権移転売買、農地区分、第2種農地。本年2月に農振除外の審議をした案件です。資料と致しましては24ページから26ページで、位置図を24ページに掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●の南西約650mに位置しており、宅地、雑種地、田、道路及び水路に隣接しています。譲受人は自動車運送事業や燃料販売をしており、現在所有している●●●の土地が、●●●●●●●を経営する会社の事業拡張計画により、倉庫を取り壊し賃貸することとなり、その代替地として申請地を転用申請するに至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

会長提出議案第14号についてご説明します。地区番号5、受付年月日、令和7年3月28日。譲渡人、●●●●●●、●●●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番他1筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積2, 648m²。転用目的、資材置場、工事着完予定年月日、令和7年6月20日から令和7年9月30日。権利、所有権移転売買、農地区分、第3種農地。本年2月に農振除外の審議をした案件です。資料と致しましては27から29ページで、位置図を27ページに掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●の北西約80mに位置しており、田、宅地、雑種地、道路及び水路に隣接しております。譲受人は●●●●等を取り扱っており、令和5年4月の定例会総会において同様の目的で転用することにご審議いただいた資材置場が手狭となったため、隣接する農地を新たに資材置場用地として転用し、現在の資材置場を拡張し、使用しようとするものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

続いて、次のページになります。会長提出議案第15号についてご説明します。地区番号5、受付年月日、令和7年3月28日。譲渡人、●●●●●●●●、●●●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●

●●●番●他2筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積1, 145m²。転用目的、貸資材置場、工事着完予定年月日、令和7年6月1日から令和7年12月31日。権利、所有権移転贈与、農地区分、第2種農地。本年2月に農振除外の審議をした案件です。資料と致しましては30から31ページで、位置図を30ページに掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●の南西1kmに位置しており、雑種地、田、道路及び水路に隣接しています。譲受人は●●●及び●●●●●●の●●●●等を行う会社の代表者であり、会社で使用している資材置場が狭くなつたため、隣接する本申請地を購入し、会社の貸資材置場として拡張するため、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

最後になります。会長提出議案第16号についてご説明します。地区番号5、受付年月日、令和7年3月28日。譲渡人、●●●●●●、●●●様、譲受人、●●●、●●●●様、●●●、●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積330m²。転用目的、非農家の自己住宅、工事着完予定年月日、令和7年7月1日から令和7年12月31日。権利、所有権移転売買、農地区分、第2種農地。本年2月に農振除外の審議をした案件です。資料と致しましては32から33ページで、位置図を32ページに掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北東60mに位置しており、宅地、田、道路及び水路に隣接しています。譲受人は借家に長年住んできたところ、先々のことを考えて自己住宅を建てるため、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。

●●地区代表委員からお願いします。

林文夫委員

先週土曜日、推進委員とともに見てまいりました。特に問題はありませんでした。以上です。

議長（会長）

ありがとうございます。

次、●●地区代表委員から説明をお願い致します。

十川隆行委員

12号議案ですが、分家住宅なので問題ないと思います。

13号議案も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員	14号議案から3件、15、16号議案とともに、農振除外や何かで2月にもう見たところでありまして、別段問題ないかと思いますので、よろしくお願いします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第11号から第16号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第11号から第16号につきましてお諮りします。議案第11号から第16号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第11号から第16号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第17号を上程致します。なお、今月の議案で、議案書の整理番号36番から39番が●●委員、議案書の整理番号40番、42番から46番が●●委員、議案書の整理番号75番が●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。 では、事務局から説明を求めます。
事務局	それでは、会長提出議案第17号についてご説明いたします。議案書7ページから12ページになります。 農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年4月1日以降の農地の貸借については、利用権設定（相対での農地貸借）が廃止され、農地機構が農地の出し手と受け手の間に入り農地の貸し借りをする方法に一本化されます。農地機構を通じた農地の集積は、地域の話し合いにより作成される地域計画に基づいて行われることになります。 農地の貸し借りについて、委員さん案件を除いた89件についてご説明いたします。 貸付先は、個人59件、法人30件となっております。設定する権利の種類は、賃借権が3件、使用賃借権が86件で、賃借権3件の内訳は、3,000円が1件、5,000円が2件、期間は、3年3か月が5件、5年6か月が5件、6年が21件、10年が58件となっております。利用内容については、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。 地域計画の区域については、●●地区が1件、●●地区が1件、●●地区19件、●●地区5件、●●地区2件、●●地区3件、●●地区10件、●●地区6件、●●地区14件、●●地区3件、●●地区25件となっております。

	以上です。
議長（会長）	説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等ある場合は整理番号を指定の上、ご発言ください。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、議案書の整理番号36番から39番、整理番号40番、42番から46番、整理番号75番を除く議案第17号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案書の整理番号36番から39番、整理番号40番、42番から46番、整理番号75番を除く議案第17号について原案のとおり認めることと致します。
	続きまして、●●委員の関係議案である議案書の整理番号36番から39番、●●委員の関係議案である整理番号40番、42番から46番、●●委員の関係議案である整理番号75番の審議に入ります。
	それでは、●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。
	(●●委員、●●委員、●●委員 退席)
議長（会長）	では、事務局の説明を求めます。
事務局	会長提出議案第17号についての委員さんの案件は11件で、使用貸借権が11件となっております。期間は、5年が4件、6年が6件、10年が1件となっております。利用内容については、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物、果樹の作付となっております。地域計画の区域は、●●地区10件、●●地区1件となっております。
	以上です。
議長（会長）	説明が終了致しました。質疑等はありませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。

議長（会長）

では、原案のとおり承認致します。

退席されている●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。

（●●委員、●●委員、●●委員 着席）

議長（会長）

日程第7 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第18号を議題と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

では、ご審議をお願い致します農業経営改善計画、今回は更新となります。説明させていただきます。

今回ご審議をお願いする方は●●●●さんです。住所は●●●●●●●●●●●●●●番地、生年月日は昭和●●年●●月●●日です。

では、別紙の経営改善計画をご参照ください。

まず、①農業経営体の営農活動の現状及び目標（1）営農類型につきましては、複合経営となります。

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標と致しまして、（1）生産について、水稻の作付面積の現状は296a、生産量は14tですが、5年後の作付面積を300aに増やし、生産量14tを目指します。続いて、ニンニクの作付面積の現状は15a、生産量2tですが、5年後はこちらはやめる予定としております。種バレイショの現状は10aで生産量3tですが、5年後変更はありません。続いて、繁殖和牛の飼養頭数の現状は10頭、生産量10頭ですが、こちらも5年後変更はありません。乳用牛の飼養頭数の現状は50頭で生産量は350k1ですが、5年後変更はありません。

隣、（2）農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業としまして、作業受託、こちらは堆肥販売になります。こちら現状20万円の売上がありますが、5年後変更はありません。

続きまして、（3）農用地及び農業生産施設につきまして、ア）の農用地で所有地につきましては、現状、田を186a、畑を7a所有していますが、5年後変更はありません。借入地につきまして田を118aございますが、5年後変更はありません。隣のイ）の農業生産施設につきまして、こちら現状、牛舎が4棟で1,200m²、搾乳舎が1棟で240m²、飼料庫が1棟で150m²、堆肥舎が1棟で300m²ありますが、こちら5年後変更はありません。

今後の取組と致しまして、泌乳能力や繁殖成績など個体能力の向上を図り、受精卵移植を活用して繁殖率を上げることで生産量の向上を図ります。繁殖率を上げることで目標達成を目指します。現状の年間所得285万円のところ、5年後405万円を目指します。経験も実績もある農業者ですので、継続して認定についてのご審議をよろしくお願いします。

議長（会長）

事務局の説明が終了致しました。本議案については●●地区の関係案件ですので、地区代表から補足事項等がありましたら報告をお願いします。

山下加代子委員	認定していいと思います。●●●●●と●●●●●で、●●●●●も足が悪くて歩きかねているので、多分、現状維持も大変ではないんかなと。頑張ってください。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第18号について質疑等ありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、農業経営改善計画の審査について、議案第18号についてお諮り致します。異議ありませんか。
	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第18号について原案のとおり承認することと致します。 その他で、事務局よりありますか。
事務局	令和6年度の最適化活動に対する皆様の自己評価結果のご報告を致します。 活動日数目標については、難しかったという回答が一番多かったです。今後力を入れたい活動としましては、1に遊休農地の解消、2番目が集積・集約でした。 地域のために活動に取り組んでいただきて、本当にありがとうございます。今後も引き続きよろしくお願い致します。 以上です。
事務局	あと、事務局から次回の定例会の案内ですけども、5月20日で、場所が寒川庁舎3階に変更となります。
議長（会長）	以上をもちまして、令和7年4月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議を頂き、御礼を申し上げます。
	（ 3時17分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・ 16名 反対委員・・・・・ 0名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・ 16名 反対委員・・・・・ 0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・ 16名 反対委員・・・・・ 0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・ 16名 反対委員・・・・・ 0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・ 16名 反対委員・・・・・ 0名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・ 16名 反対委員・・・・・ 0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 2番

署名委員 3番